

平成30年度

品川区財政健全化審査意見書

品川区監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度決算に係る健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別記のとおり意見を述べる。

令和元年 9 月 5 日

品川区監査委員	島 田 幸太郎
同	森 井 じゅん
同	渡 部 茂
同	塚 本 よしひろ

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の状況

財政健全化法は、自治体の財政状況により①財政が比較的健全な自治体、②早期の財政健全化が必要な自治体（早期健全化団体）、③財政の再生が必要な自治体（財政再生団体）に区分する。

この区分は、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の各健全化判断比率に応じて決定され、このうち、(1)～(4)の比率のいずれかが早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、(1)～(3)の比率のいずれかが財政再生基準以上になると財政再生団体となる（第1表参照）。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分		(1)実質赤字比率	(2)連結実質赤字比率	(3)実質公債費比率	(4)将来負担比率
品 川 区	比 率	— %	— %	△4.5 %	— %
	(参考比率)	(△4.96) %	(△5.80) %	(△4.5) %	(△129.9) %
早期健全化基準		11.25 %	16.25 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準		20.00 %	30.00 %	35.0 %	

注1 (参考比率)は既定の算出式により計算した結果であり、負数表示は赤字でないことを示す。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率（標準財政規模に対する、一般会計歳入総額から歳出総額を差し引いた額（実質赤字額）の割合）は△4.96%で、早期健全化基準の11.25%を下回っている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率（標準財政規模に対する、全会計（一般会計および特別会計）歳入総額から歳出総額を差し引いた額（連結実質赤字額）の割合）は△5.80%で、早期健全化基準の16.25%を下回っている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率（公債費に係る財政負担の程度）は△4.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合）は△129.9%で、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており特に指摘すべき事項はない。